訪問看護　重要事項説明書

マロウ訪問看護ステーション

マロウ訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して訪問看護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上のご注意いただきたい事項を次の通り説明いたします。

1. 施設経営法人

(1) 法 人 名　　株式会社 MALLOW(マロウ)
(2) 法人所在地　　和歌山市松江北５丁目 566－31
(3) 電話番号　　073-499-1351
(4) 代表者氏名　　松井 葵（旧姓 〆木）
(5) 設立年月日　　令和5年3月13日

2. 利用施設

(1) 事業の種類　訪問看護ステーション
(2) 目的と基本方針
訪問看護の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。
(3) 事業所の名称　　マロウ訪問看護ステーション
(4) 事業所の所在地　　和歌山市松江北５丁目 566－31
(5) 電話番号　　073-499-1351
(6) FAX 番号　　073-499-1352
(7) 管理者氏名　　松井 葵(旧姓 〆木)
(8) 開設年月日　　令和５年６月１日
(9) 職員配置　　（令和６年６月１日時点）

職　　種	職員数
管 理 者	１人
看護職員	3人以上(常勤換算で2.５人以上)

(10) 営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (日曜と国民の祝日、12 月 30 日～1 月 3 日は除く)
営業時間 (受付時間)	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分

(11) サービス提供時間

営業日・営業時間帯に関わらず、24 時間体制を取っております。

主治医の指示がある場合や、緊急時などは、時間外でも訪問いたします。

3. 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

1. 病状・症状の観察
2. 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
3. 食事および排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. 医師の指示による医療処置

4.利用料金

(1) 利用者から介護保険法の規定に基づく自己負担金額を徴収致します(別紙参照)

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合にサービスを利用されたときは、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂き、要介護認定を受けた後に自己負担金額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、「居宅サービス契約書」が作成されていない場合にも「償還払い」となり、当事業所より「サービス提供証明書」を交付した後、自己負担額を除く金額が介護保険より支払われます。

（3）　介護保険適用外のサービス

種類	内容	利用料
交通費	サービス提供地域以外の地域を訪問する場合	・実施地域を超えた地点半径 10km 未満の地域　片道 500 円 ・実施地域を超えた地点半径 10km以上の地域　片道1, 000円
コピー費用	サービス実施記録等のコピーを希望された時はお渡しします。	1 枚につき 10 円

5. サービス提供実施区域

和歌山市　※その他市町村は要相談

6.キャンセル料

利用者の都合により、サービスを中止する場合は、ご連絡をお願いいたします。
キャンセル料はいただきません。

7. 利用料のお支払方法

毎月、10 日に前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証をお渡しします。
お支払方法は、「引落」、「振込」、「現金払い」の中からご契約の際にお選びいただきます。

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始　まずお電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
【受付】　月曜日　～　土曜日 9:00～18:00

サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問看護契約を作成してサービスの提供を開始します。
※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

9. 相談・苦情の受付について

(1)　事業所内受付機関

○相談・苦情解決担当者　　(責任者　松井　葵)

○相談・苦情受付窓口担当者　　(責任者　松井　葵)

受付時間　　月曜日　～　土曜日　9:00～18:00

電話番号　　073-499-1351

(2)　行政機関その他の苦情受付機関

和歌山県国民健康保険団体連合会	所在地	和歌山県和歌山市吹上２丁目１番22号
		日赤会館
	受付時間	9:00～18:00(土・日・祝・年末年始除く)
	電話番号	073-427-4662
	FAX	073-427-4674
和歌山市役所介護保険課	所在地	和歌山県和歌山市七番町23番地
	受付時間	8:30～17:00(土・日・祝・年末年始除く)
	電話番号	073-435-1190
	FAX	073-435-1296

10.秘密保持

(1)　本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。

(2)　職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

(3)　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

11. 個人情報の保護

(1)　利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

(2)　個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、自傷他害の恐れがある且つ主治医の指示のもと緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待防止法に関する事項

第11条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（2）　利用者及びその家族からの苦情処理体制の設備

（3）　その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14. 事故発生時の対応について

（1）　利用者に対する訪問看護サービスの提供により万一事故が発生した場合には、速やかに市町村・当該利用者のご家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（2）　前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録を整備します。

（3）　利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

（4）　当社の社用車と自宅内で事故が発生した場合、警察に通報・現場検証などを行い、迅速かつ真摯に保険会社を通じて対応させていただきます。

15. その他の事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

（1）利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

（2）看護師等は年金管理などの金銭の貸借、取り扱いはいたしません。

（3）　看護師等は、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスはいたしませんのでご了承ください。

（4）看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させて頂きます。

（5）　事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりは致しません。

鍵の取り扱いについては、キーボックスの使用など利用者又はその家族とご相談させていただきます。

16.サービス提供の責任者等

サービス提供責任者(管理者、サービスを提供する主な看護師)は、次のとおりです。
サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

氏名: 松井 葵　　連絡先(電話) 073-499-1351

17.第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況等	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1 あり　2 なし
	② なし		

【別紙】 訪問看護利用料

(1)　介護保険

◎訪問看護利用料　　(上段:要支援単位　　下段:要介護単位)

1単位=10.42円(地域区分6等級)

時　間	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
1. 所要時間20分未満	303単位 314単位	316円 328円	632円 655円	948円 982円
2. 所要時間30分未満	451単位 471単位	470円 491円	940円 982円	1,410円 1,473円
3. 所要時間 30分以上1時間未満	794単位 823単位	828円 858円	1,655円 1,716円	2,482円 2,573円
4. 所要時間 1時間以上1時間30分未満	1090単位 1128単位	1,136円 1,176円	2,272円 2,351円	3,408円 3,527円

※准看護師による訪問看護を提供した場合、所定単位数の90%を算定します

※サービス提供開始時間が、早朝(6:00～8:00)・夜間(18:00～22:00)帯のときは25%、深夜(22:00～6:00)帯は50%が加算されます。

◎ 加算　1単位=10.42円

加算	単位数
初回加算(Ⅰ) 退院日に訪問	350単位／回
初回加算(Ⅱ) ※退院日の翌日以降に訪問	300単位／回
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅰ)	600単位／月
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅱ)	574単位／月
長時間訪問看護加算	300単位/回
特別管理加算(Ⅰ)	500単位／月
特別管理加算(Ⅱ)	250単位／月
ターミナルケア加算　※死亡月に算定	2500単位
退院時共同指導加算	600単位／回

□ 複数名訪問看護加算(Ⅰ)	254 単位／回
※2 人の看護師等が同時に訪問	402 単位/回
□ 複数名訪問看護加算(I)	201 単位／回
※看護師等と看護補助者が同時に訪問	317 単位／回
□ 専門管理加算	250単位／月
□ 看護･介護職員連携強化加算	250単位／月
□ 看護体制強化加算(Ⅰ)	550単位／月
□ 看護体制強化加算(Ⅱ)	200単位／月
□ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 単位／月
□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3 単位／月
□ 口腔連携強化加算 ※1 か月に 1 回に限る	50単位／回
□ 遠隔死亡診断補助加算	150 単位／回

(2) 医療保険

◎利用者負担金(医療保険法定利用料)

(基本療養費＋ 管理療養費＋ 加算) × 負担割合 ＝ 負担額

〈〈月の初日〉〉

負担割合	基本療養費	管理療養費
1割	555 円	767円
2割	1,110 円	1,534 円
3割	1,665 円	2,301 円

〈〈月の2日目以降1日につき〉〉

負担割合		基本療養費	管理療養費1	管理療養費2
週3回目まで	1割	555 円	300円	250円
	2割	1,110 円	600 円	500円
	3割	1,665 円	900 円	750 円
週4回目から	1割	655 円	300 円	250 円
	2割	1,310 円	600 円	500 円
	3割	1,965 円	900 円	750 円

◎負担割合について

後期高齢者 （75 歳以上）	一般・低所得者	1割 ※1
	一定以上所得者	2割 ※2
	現役並み所得者	3割 ※3
国民健康保険 社会保険	高齢受給者 （70歳以上）	1 割（一部負担金などの軽減特例措置の対象者 2 割）
		2 割 ※2
		3 割（現役並み所得者） ※3
	一般 （70 歳未満）	3 割
		6歳未満は2割

※1 世帯全員が住民税非課税かつ年収約 80 万円越えの方、又は年収約 80 万円以下の方

※2 住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計 320 万円以上の方

※3 住民税課税所得が 145 万円以上の方

◎加算

加算	1 割負担	2 割負担	3 割負担	算定回数等
乳幼児加算（6 歳未満）	130 円	260 円	390 円	1 日あたり
乳幼児加算（6 歳未満）	180 円	360 円	540 円	1 日あたり ※厚生労働大臣が定める者
難病等複数回訪問加算	450 円	900 円	1,350 円	1 日 2 回訪問/1 日あたり
	800 円	1,600 円	2,400 円	1 日 3 回以上訪問/1 日あたり
長時間加算	520 円	1,040 円	1,560 円	1 日あたり
緊急時訪問看護加算	265 円	530 円	795 円	1 日あたり（月 14 日目まで）
	200 円	400 円	600 円	1 日あたり（月 15 日目以降）
複数名訪問加算	450 円	900 円	1,350 円	看護師等と訪問/週1回を限度
	380 円	760 円	1,140 円	准看護師等と訪問/週 1 回を限度
	300 円	600 円	900 円	看護補助者と訪問（1 日 1 回）
	600 円	1,200 円	1,800 円	看護補助者と訪問（1 日 2 回）
	1,000 円	2, 000円	3, 000円	看護補助者と訪問（1 日3回）
夜間・早朝訪問看護加算	210 円	420 円	630 円	1 回あたり
深夜訪問看護加算	420 円	840 円	1,260 円	1 回あたり
特別管理加算	500 円	1, 000円	1, 500円	1 月あたり
特別管理加算	500 円	1, 000 円	1,500 円	1 月あたり ※厚生労働大臣が定める状態

24時間対応体制加算	680 円	1,360 円	2,040 円	1 月あたり ※看護業務の負担軽減の取組を行っている場合
24時間対応体制加算	652 円	1,304 円	1,956 円	1 月あたり
退院時共同指導加算	800 円	1,600 円	2,400 円	1 月あたり ※厚生労働大臣が定める疾病等及び状態等の者に限り 2 回まで
特別管理指導加算	200 円	400 円	600 円	
退院支援指導加算	600 円	1,200 円	1,800 円	1 月あたり
退院支援指導加算 ※長時間の訪問を要する者	840 円	1,680 円	2,520 円	
情報提供療養費	150 円	300 円	450 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200 円	400 円	600 円	月 2 回
在宅患者連携指導加算	300 円	600 円	900 円	月 1 回
看護・介護職員連携強化加算	250 円	500 円	750 円	
専門管理加算	250 円	500 円	750 円	
医療 DX 情報活用加算	5 円	10 円	15 円	
ターミナルケア療養費1	2,500 円	5, 000 円	7,500 円	亡くなった月に 1 回
ターミナルケア療養費2	1, 000 円	2, 000 円	3,000 円	

(4)死後の処置(保険外サービス)　※希望がある場合

死後の処置料　　15,000 円

お身体の清拭、お化粧等、ご家族の希望をお伺いして行います

※介護保険外、医療保険外、生活保護給付対象外

訪問看護サービスに係わる加算算定の同意

□24 時間対応体制加算(医療保険)・緊急時訪問看護加算(介護保険)

利用者又はその家族に対して 24 時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合 1 月に 1 回加算されます。
医療保険は、緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

□緊急時訪問看護加算(医療保険)

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に 1 日に 1 回加算されます。

□特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に 1 月に 1 回加算されます。

医療保険:特別な管理を必要とする利用者 のうち重症度等の高い利用者 介護保険:特別管理加算(Ⅰ)	医療保険:特別な管理を必要とする利用者 介護保険:特別管理加算(Ⅱ)
在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅自己導尿管理 在宅酸素療法指導管理・在宅血液透析指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅持続陽圧呼吸両方指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

□難病等複数回訪問加算

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示期間の利用者に対して、1 日 2 回または 3 回以上訪問した場合に加算されます。

□夜間・早朝訪問看護加算/深夜訪問看護加算(医療保険)

早朝・夜間・深夜の訪問看護(介護保険)

早朝(午前 6 時～午前 8 時)・夜間(午後 6 時～午後 10 時)・深夜(午後 10 時～翌 6 時)で、利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合に 1 日 1 回ずつ加算されます。
介護保険は、緊急時訪問看護加算を算定している利用者への 2 回目以降の緊急訪問を早朝・夜間・深夜に行った場合に加算されます。

□長時間訪問看護加算

下記の訪問看護を行った場合、加算されます。

医療保険	介護保険
厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者(①15 歳未満の超重症児または準超重症児、②特掲診療料施行基準等別表8に掲げる利用者、③特別訪問看護指示書を受けている利用者)に対して 1 回の訪問が 90 分を超えた場合に週 1 回加算 ※①、15 歳未満の小児の②の方に限り週 3 回まで加算	特別管理加算の対象となる利用者に対して、1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合、1 回の訪問看護につき 1 回加算

□複数名訪問看護加算(医療保険)・複数名訪問加算(介護保険)

下記のいずれかの条件を満たし、1 つの事業所から同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

□訪問看護ターミナルケア療養費(医療保険)・ターミナルケア加算(介護保険)

在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(回)以上、ターミナルケアを行った場合に加算されます。
(ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、本人の意思決定を基本に関係者と連携の上で対応します。

☐退院時共同指導加算（医療保険・介護保険）

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活についてカンファレンスを行った場合、退院または退所後の初回訪問看護の際に１回（特別な場合は2回）加算されます。

☐特別管理指導加算（医療保険）

退院後、特別な管理が必要な者（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同加算に追加して2回まで加算されます。

☐退院支援指導加算（医療保険）

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者および診療により、退院当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

☐訪問看護情報提供療養費（医療保険）

利用者の居住する市町村・都道府県、指定特定相談支援事業者等、保育所等、保健医療機関等に対して、訪問看護の状況を示す文章を添えて必要な情報を提供した場合に、月に1回加算されます。

☐訪問看護処遇改善加算（介護保険）

訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に関わる看護師等の処遇改善（賃金引上げや職場環境の改善など）を実施します。加算率は、１か月の総サービス単位数の 1.8%分です。

説明・交付年月日：令和　　年　　月　　日

法人名	所在地	和歌山市松江北５丁目566-31
	法人名	株式会社　MALLOW
	代表者名	代表取締役　松井　葵
事業者	所在地	和歌山市松江北５丁目566-31
	事業所名	マロウ訪問看護ステーション
	管理者名	管理者　　松井　葵　　㊞
説明者	職　名	管理者
	氏　名	松井　葵　　㊞

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、
その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日：　令和　　年　　月　　日

利用者本人　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人（代筆）　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

（続柄：　　）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿